

女性活躍と両立支援に関する調査

20・30代正規従業員調査票

(20・30代の男女正規従業員・職員の方が対象です)

<お願い>

- 1 この調査は、厚生労働省の要請を受けて独立行政法人である労働政策研究・研修機構が実施するものです。
- 2 民間企業でなく団体にお勤めの方は、調査票中、会社・企業は「団体」、従業員・社員は「職員」など適宜読み替えてご回答ください。
- 3 ご回答いただいた内容は全て統計的に処理しますので、個々の回答をそのままの形で、お勤め先や厚生労働省に提供したり公表することは絶対にありません。ありのままをご回答ください。
- 4 設問へのご回答は、選択肢がある場合はその番号を○で囲み、それ以外の場合は適宜ご記入ください。なお、各問において特別の回答方法をお願いしている場合はそれに沿ってお答えください。特にことわりのない場合、調査に回答いただく時点は、平成30(2018)年1月1日現在の状況でお答えください。
- 5 回答のご記入が終わりましたら、返信用封筒を用いて、1月19日(金)までに郵便ポストにご投函ください。(勤務先に提出する必要はありません。)
- 6 この調査の実施業務は、調査機関である株式会社日本統計センターに業務委託しておりますので、この調査についてのご質問は、当該機関の下記担当部署までお問い合わせください。なお、その他不明な点がありましたら、当機構のこの調査の担当までご照会ください。
- 7 本調査の趣旨をご理解の上、何とぞご協力くださいますようお願い申し上げます。

■ 調査の記入方法、配布・回収に関するお問い合わせ

(調査の送付・回収) **株式会社 日本統計センター**

〒101-0031 東京都千代田区東神田 2-9-14 担当：調査部 岩瀬・原田
TEL：03-3861-5391 E-mail：chosal@ntc-ltd.com
URL：http://www.ntc-ltd.com/

■ 調査の趣旨についてのお問い合わせ

(調査実施) **独立行政法人 労働政策研究・研修機構**

〒177-8502 東京都練馬区上石神井 4-8-23 担当：働き方と雇用環境部門 池田
TEL：03-5903-6196 E-mail：iked@jil.go.jp
URL http://www.jil.go.jp/

問1-5【公表数値の認知とわかったら良かったもの】

現在の勤務先（会社）を選ぶ際に、①次のような勤務先（会社）の数値情報を調べたり、採用のパンフレットなどで目にしたことがありますか？また、現在の勤務先（会社）を選ぶ際に、②わかったら良かったと思うものはありますか？また、③今後、あなたがもし転職することになったとき、勤務先（会社）を選ぶ際にチェックしたいのはどの項目ですか？あてはまるものいくつかでも○をつけてください。（いくつかでも○）

（採用（雇用管理）区分が複数あって答えにくい場合は、ご自身の採用（雇用管理）区分についてお答えください。）

※平成28（2016）年4月に施行された「女性活躍推進法」において、301人以上の企業に以下の項目の中から1つ以上の項目の公表が義務化されています。

	①自分で調べたり、目にしたもの	②わかったら良かったもの	③今後転職する場合にチェックしたいもの
その年に採用された労働者に占める女性労働者の割合	1	1	1
採用における男女の競争倍率または採用における競争倍率の男女比（男性の倍率を1としたときの女性の倍率）	2	2	2
全労働者に占める女性労働者の割合	3	3	3
男女の平均継続勤務年数の差異または男女別の採用10年前後の継続雇用割合	4	4	4
男女別の育児休業取得率	5	5	5
全労働者（全社員・全職員）の一月当たりの平均残業時間	6	6	6
採用（雇用管理）区分ごとの一月当たりの労働者の平均残業時間	7	7	7
年次有給休暇の取得率	8	8	8
係長級にある者に占める女性労働者の割合	9	9	9
管理職に占める女性労働者の割合	10	10	10
役員に占める女性の割合	11	11	11
男女別の職種または雇用形態の転換実績	12	12	12
男女別の再雇用または中途採用の実績	13	13	13
その他	14	14	14
いずれもない	15	15	15

【その他を選ばれた方】

付問 どのような数値情報が具体的にご記入ください。

①自分で調べたり、目にしたもの ()

②わかったら良かったもの ()

③今後、転職することになったときにチェックしたいもの ()

Ⅱ. 現在のお仕事の状況についておたずねします。

問2-1【職業】現在のお仕事（職業）は、次のどれに当たりますか？（1つに○）

※あてはまるものが複数ある場合は、主なもの1つをお答えください。

- 1 教師・保育士・看護師
- 2 専門的職業（研究者、医師、ケアマネジャー、弁護士、税理士、薬剤師、栄養士、編集者、通訳など）
- 3 技術者（システムエンジニア、プログラマー、機械技術者、電気技術者、測量技術者、歯科技工士など）
- 4 管理的職業（会社経営者・役員、課長以上の管理職）
- 5 事務職（営業事務、経理事務、秘書、集金、速記者、キーパンチャーなど）
- 6 営業職（バイヤー、セールス、保険外交員、セールスエンジニア、MRなど）
- 7 販売職（小売店主・店員、レジ係、不動産売買、保険代理・仲介人など）
- 8 介護職（ホームヘルパー、介護福祉士など）
- 9 サービス職（調理師、美容師、バーテンダー、ウェイトレス、旅行添乗員、仲居、ビル管理人、ビラ配りなど）
- 10 運輸・通信的職業（運転手、電話交換手、郵便集配員など）
- 11 保安的職業（警察官、自衛官、消防員、警備員など）
- 12 技能工・労務職（組立・修理工、DTPオペレーター、工場での製造、新聞配達、商品の陳列、清掃員など）
- 13 農林漁業作業（農耕・畜産・養殖・造園など）
- 14 その他（ ）

問2-2【勤務時間制度】現在、勤務先（会社）ではどのような勤務時間制度を利用していますか。また今後利用したい制度はありますか？（それぞれあてはまるものいくつかでも○）

	①現在利用している制度	②今後利用したい勤務時間制度
交替制・シフト制（日によって異なる始業・終業時刻が定められている）	1	1
変形労働時間制（繁忙期など一定の期間だけ異なる勤務時間が定められている）	2	2
フレックスタイム制（一定の時間内で始業・終業時刻を自分で調整できる）	3	3
事業場外のみなし労働時間制（外勤の多い仕事などのため、あらかじめ決められた時間を働いたとみなされる）	4	4
裁量労働制（専門職・企画職等で、あらかじめ決められた時間を働いたとみなされる）	5	5
在宅勤務制度（勤務先の事業所の代わりに自宅で仕事を行うことができる制度）	6	6
育児または介護のための短時間勤務制度	7	7
短時間正社員制度（育児・介護の短時間勤務制度でなく、正社員でありつつも、所定労働時間を短縮して働くことができる制度）	8	8
いずれでもない（ふつうの勤務時間制度）／いずれも利用したくない	9	9

問2-3【1週間の平均実労働時間（残業含む）】

あなたの平均的な1週間の労働時間（残業を含む）はどれくらいですか？

平均週 時間くらい 回答例) 平均週 時間くらい

【「取り組んでいる」(選択肢1・2・3)とお答えになった方におたずねします。】

付問1【自身への影響】

勤務先(会社)が平成28(2016)年4月施行の女性活躍推進法のための施策に取り組んだことにより、あなた自身は次のような変化や影響があったように思いますか?次の各項目について、あてはまるもの1つに○をつけてください。(それぞれ1つに○)

	あてはまる	あてはまる どちらかといえば	どちらとも いえない	あてはまらない どちらかといえば	あてはまらない
a) 仕事にやりがいを感じるようになった	1	2	3	4	5
b) 新しいことにチャレンジしてみようと思うようになった	1	2	3	4	5
c) 昇進したいと思うようになった	1	2	3	4	5
d) これからも、今の会社で働き続けたいと思うようになった	1	2	3	4	5
e) この会社で働くことに安心感をもつようになった	1	2	3	4	5
f) 自分の持っている能力を十分に発揮できるようになった	1	2	3	4	5

付問2【職場への影響】

平成28(2016)年4月施行の女性活躍推進法のための施策に取り組んだことにより、あなたの職場には次のような変化や影響があったように思いますか?次の各項目について、あてはまるもの1つに○をつけてください。(それぞれ1つに○)

	そう思う	そう思う やや	どちらとも いえない	あまりそう 思わない	そう 思わない
a) 女性活躍に向けた社内の意思統一ができた	1	2	3	4	5
b) 職場が活性化した	1	2	3	4	5
c) 残業削減がすすんだ	1	2	3	4	5
d) 仕事の進め方が効率的になった	1	2	3	4	5
e) 職場の女性社員が以前より活躍できるようになった	1	2	3	4	5
f) 離職者が減った	1	2	3	4	5
g) 女性に対する偏見が強まった	1	2	3	4	5
h) 気楽に働けなくなった	1	2	3	4	5

V. 両立支援制度やワーク・ライフ・バランスなどについておたずねします。

問5-1【両立支援制度】あなたが出産（男性の方は、子の誕生）・育児・介護をすることになった場合、①現在の勤務先（会社）では、次の制度をあなたは利用できますか？実際の利用の有無にかかわらず利用できる制度をいくつでもお答えください。また、②現在の勤務先（会社）で、あなたご自身がこれまでに利用した経験がある制度（現在利用中を含む）についてもお答えください。

	①あなたが利用できる制度 (いくつでも○)	②現在の勤務先でこれまでに利用経験がある制度（現在利用中を含む） (いくつでも○)
産前産後休業（産休）制度・配偶者出産休暇	1	1
育児休業（育休）制度	2	2
育児のために利用できる短時間勤務（時短）制度	3	3
育児のために利用できる始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	4	4
育児のために残業や休日労働が免除される制度	5	5
病気やケガをした子どもの看護休暇制度	6	6
介護休業制度（介護のために連続した期間取得できる休業）	7	7
介護休暇制度（介護のために1日以下の単位で取得できる休暇）	8	8
介護のために利用できる短時間勤務（時短）制度	9	9
介護のために利用できる始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	10	10
介護のために残業や休日労働が免除される制度	11	11
いずれもない	12	12

問5-2【両立支援・ワーク・ライフ・バランスへの取り組みについて】現在の勤務先（会社）の両立支援やワーク・ライフ・バランスへの取り組みについてどのように思われますか？次の各項目について、当てはまるもの1つに○をつけてください。（それぞれ1つに○）

	そう思う	やや そう思う	いえない	どちらとも 思わない	あまりそう 思わない	そう 思わない
a) 女性が結婚・出産後も辞めることなく働ける環境にあると思う	1	2	3	4	5	
b) 女性が育児休業をとりやすい環境にあると思う	1	2	3	4	5	
c) 女性が短時間勤務をとりやすい環境にあると思う	1	2	3	4	5	
d) 男性の育児休業取得に積極的であると思う	1	2	3	4	5	
e) 1年間の有給休暇をすべて消化できる環境にあると思う	1	2	3	4	5	
f) 男女の区別なく活躍できる環境にあると思う	1	2	3	4	5	

問5-3 【育児介護休業法の改正の周知】

育児・介護休業法が改正されて、平成29(2017)年1月から施行されましたが、現在の勤務先(会社)から改正について説明がありましたか？(1つに○)

- 1 説明会や面談で口頭での説明があった
- 2 文書やパンフレットが配布されただけで口頭での説明はなかった
- 3 その他 ()
- 4 わからない・覚えていない
- 5 説明はなかった

問5-4 【育児・介護休業法の改正の内容について】

次の育児・介護休業法の主な改正ポイントのうち、あなたが、知っているものいくつかも○をつけてください。(いくつでも○)

- 1 介護休業について、対象家族1人につき通算93日1回だったが、3回まで分割取得できるようになった
- 2 介護休暇について1日単位で取得だったのが、半日単位で取得できるようになった
- 3 今まで介護のための残業の免除の制度がなかったが、制度が新たにできた
- 4 有期契約の社員の育児休業の取得要件が緩和された
- 5 子の看護休暇について1日単位で取得だったのが、半日単位で取得できるようになった
- 6 保育園に入れない場合等に、最長2歳まで育児休業の再延長ができるようになった
- 7 その他 ()
- 8 いずれも知らない

問5-5 【仕事と育児・介護との両立見込み】

近い将来、あなたに次のようなことがあった場合、現在の勤務先(会社)で、それらと仕事とを両立しながら、働き続けることができると思いますか？(それぞれ1つに○)

	現在の勤務先 で働き続ける ことができる と思う	現在の勤務先 で働き続けら れないので、働 くことをいっ たんやめると 思う	現在の勤務先 で働き続けら れないので、別 の勤務先に転 職すると思う	わからない
a) 近い将来、子どもが生まれた場合	1	2	3	4
b) 近い将来、家族の介護が発生した場合	1	2	3	4

問5-6 【夫婦間のワーク・ライフ・バランス】家事・育児と仕事について、a) あなたが望む生き方と、b) あなたの配偶者やパートナーに望む生き方は、次のうちどのようなものでしょうか？あなたのお気持ちに最も近いものを1つずつお答えください。現在配偶者がいない方は、将来の配偶者に望む生き方をお答えください。(それぞれ1つに○)

	家事・育児はしないで、 仕事に専念する	家事・育児もするが、 仕事を優先する	家事・育児も仕事も 同じくらいする	家事・育児を優先する 仕事もするが、	家事・育児に専念する 仕事はしないで、	その他	わからない
a) あなたが望む生き方	1	2	3	4	5	6	7
b) 配偶者やパートナーに望む生き方	1	2	3	4	5	6	7

